

(様式第1号)

入札参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：令和6年度米子局及び境港局非常用電源装置修理業務

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 当社は、令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者であるとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であります。
 - ア 建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）
 - イ 機械等（建物等以外）保守点検の設備（建物等以外）保守点検
- 3 当社は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。

また、この調達の開札日（再度入札を含む。）までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
役職及び氏名

(作成責任者)
所属・職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メールアドレス

(様式第2号)

質 問 書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者
住 所
商号又は名称
役職及び氏名

(作成責任者)
所属・職・氏名
電話番号
ファクシミリ

令和6年度米子局及び境港局非常用電源装置修理業務に係る下記事項について質問します。

記

【質問事項1】

【質問事項2】

【質問事項3】

(様式第3号)

委 任 状

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

委任者 住 所
商号又は名称
役職及び氏名

印

私は下記の者を代理人に定め、下記の権限を委任します。

記

委任事項 令和6年度米子局及び境港局非常用電源装置修理業務に関する入札の権限

受任者 住所

氏名

(様式第4号)

入 札 書 (第 回)

鳥取県知事 平井 伸治 様

次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住所

商号又は名称

代表 (受任) 者氏名

調達案件の名称及び数量	令和6年度米子局及び境港局非常用電源装置修理業務 一式
入 札 金 額	金 円 (うち消費税等の金額 円)

(注) 1 入札書は、封書にし、表面に調達案件の名称及び数量、住所、商号又は名称、代表者氏名を記載すること。

2 入札金額は、算用数字で記載すること。

(注意) 契約保証金の免除を希望する落札者は、この書類(様式第5号)を落札決定通知後速やかに提出してください。

(様式第5号)

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(申請者)

住 所
商号又は名称
役職及び氏名

(この申請に係る責任者及び連絡先)

所属・職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メールアドレス

令和6年7月22日付けで公告のあった下記案件の契約に係る契約保証金について、鳥取県会計規則第112条第4項の規定により契約保証金の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

案件名称 令和6年度米子局及び境港局非常用電源装置修理業務

- 注1 申請者は、案件の契約を行う者(代表者又は代表者から契約の権限の委任を受けた者)とすることとする。
- 注2 保険会社との間に履行保証保険契約を締結している場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券(写し不可)を添付すること。
- 注3 国、地方公共団体その他の法人との契約に係る実績(過去2年間に履行した実績に限る。)については、その実績を証するもの(契約書写し等)を添付すること。
- 注4 提出しようとする添付書類(注2に係るものを除く。)を、鳥取県総務部総合事務センター物品契約課に既に提出している場合は、当該添付書類を提出したものとみなすので、この様式を提出する際に申し出ること。

(注意) 電子契約を希望する落札者は、この書類（様式第6号）を落札決定通知後速やかに提出してください。

(様式第6号)

電子契約に関する同意書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(契約締結権限者)

住 所
商号又は名称
役職及び氏名

(この書類の作成責任者)

所属・職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メールアドレス

下記案件の契約について、鳥取県が利用する電子契約サービスにより契約を締結することに同意します。

なお、契約締結権限者が電子契約サービスで使用する電子メールアドレスは下記のとおりです。

記

案件名 令和6年度米子局及び境港局非常用電源装置修理業務

電子メールアドレス

(注) 契約締結権限者は、代表者又は本契約の締結に関する権限を委任された者に限る。